

笠井委員

日本共産党の笠井亮です。

前回の委員会での議論も踏まえて、三つの点について述べたいと思います。

第一に、国民投票制度の整備こそ国民主権の具体化だとする議論でありますけれども、日本国憲法制定後、国民は憲法が定めた権利を活用して、さまざまな創意や工夫を凝らしてその主権を行使してきました。いわば国民はいつも主権者であるということでもあります。むしろ、今問題にすべきは、今日の国民の主権行使の実態がどうなっているかということであり、その調査こそもっとすべきだと考えます。

これまでも東京の立川市や葛飾区でのピラ配布事件などに触れてきましたけれども、最近の民放番組でも取り上げられているように、社会保険庁職員や厚生労働省職員が、休日であり、公務とは無関係なのに、ピラ配布で不当に逮捕、起訴されております。これらは、明らかに思想、良心の自由、表現の自由、政治活動の自由への侵害であります。

こうした現状を放置するならば、国民投票法上は格別の規制を設けなくても、ほかの法律によって幾らでも国民の運動を規制できるということになりかねません。国民の主権行使が抑圧されている傾向を放置しておいて、これこそ国民主権の具体化だ、国民投票運動は原則自由だなどと言っても説得力がないと思います。結局、都合のいいときだけ国民主権を持ち出しているというそしりは免れないと思います。

第二に、我が党などが国民投票法案に反対することがなぜ護憲なのか、なぜ国民の権利を保障したことになるかという趣旨の発言が石破委員からありましたが、その後、時間の関係で討議が打ち切られましたので、この際、一言しておきたいと思います。

私たちが、憲法九条はもとより、現憲法の全条項を擁護する立場であることは改めて言うまでもありません。天皇問題も含めて、将来、国民の多数がみずからの主体的意思として憲法改正を望むなら、国民投票が必要となるのであり、そのときに手続法をつくれればよいわけであります。今、国民の側からそういう改憲の要求が出ているわけではありません。そういう中で、政権与党である自民党の新憲法草案などが出されている改憲の動きは、憲法の平和原則の上でも、国民の諸権利の上でも、世紀を越えて時代を逆戻りさせるものであると私は見ています。そのことが明らかである以上、そのための条件づくりである国民投票法案に反対することこそ憲法擁護の立場であり、平和と自由、国民の権利を保障するものなんだということを強調したいと思います。

第三に、これも石破委員からでしたが、国連中心主義の外交をやっていこう、地域の平和と安全に責任を持とうというなら改憲だ、こういう御議論についてであります。

国連中心主義なら集団的自衛権の行使ができるように憲法を変えよというのは、私は全く筋違いだと思います。国連憲章第二条は、国際紛争の平和的手段による解決を求め、すべての加盟国はその国際関係において武力による威嚇または武力の行使を慎まなければならないとしております。五十一条による個別的・集団的自衛権は、安保理決定に基づく措置がとられるまでの例外的暫定的権利であり、国連の集団安全保障の哲学から見れば異質のものであります。集団的自衛権行使の実態を見ても、かつてのアメリカのベトナム侵略戦争や旧ソ連のアフガニスタン侵略など、他国への侵略の口実として使われてきたわけであります。

今、アジアでも世界でも多くの国々が、非核、非同盟の立場から、紛争の話し合いによる平和的解決、軍事同盟によらない平和を構築しようとの努力が力強く進められ、それが国連においても大きな流れとなっております。こうしたことから、集団的自衛権の行使を可能とする改憲など、本来の国連中心主義の外交や地域の平和と安全への責任を果たすことへの逆行でしかないことを指摘しておきたいと思います。

日本は、国連加盟に当たって、憲法九条を持つ国として国連軍を含めて国際的な軍事活動には

参加できないという留保のもとで加わったのであり、むしろ、この立場を一層発展させて、外交による平和の実現という立場で国連や地域での活動に一層積極的にかかわるべきだ、このことを強調して、発言といたします。

(略)

笠井委員

私の発言に触れてたくさんの御意見をいただきまして、ありがとうございます。

幾つかお答えしたいと思うんですが、一つは、愛知委員、渡海委員からの御意見のことに関連しますが、私は、この九十六条というのは、現在ある憲法を、ある時点で賛成か反対かということ問うような制度ではない、これははっきりさせなければいけないと思うんです。やはり国民の側がどうしても改憲をしなければいけない、そういう主体的で明確な意思があるときに、それに基づいて手続を踏んでやるということでありまして。

先ほど、戦後の時代で食べるのでいっぱい、それどころじゃなかったという御意見もありましたが、あの戦争が終わった時点というのは国民にとっては大きな画期でありまして、私も母親が被爆者ですけれども、そういう思いからやはり戦争は二度といけないという思いがあり、そして、主権在民というの、共通してみんなそれを望んでいた中でのことでありまして。そういう中で、それ以外の問題もそうなんですが、憲法ができたときに、率直に言って自分たちの思いと合っている憲法だ、そう受けとめて、それを六十年間当然のこととして認めてきた、そしてそれを守る立場を多くの人たちが持ってきたということが大事な点だと思っております。

そして、六十年間なぜ国民投票法がつくられなかったかという話ですけれども、私は、むしろ、なぜつくられなかったのかということ自体よく検証する必要があると思うんです。国会の怠慢というお話もこの間よく出ましたが、それでは済まされない話だと思うんです。この戦後六十年、ほとんどの間政権与党だった自民党の皆さんこそ、そういう問題で今までどう思ってきたのかということ怠慢を問われるということになってしまいますし、一九五〇年代初め、これも議論が繰り返されましたが、自治庁が当時国民投票法案をつくったときに、それが結局出せなかった、取り下げることになった。その中では、それが九条改憲につながるのではないかということも思っただけというのを政府も言っているわけでありまして、やはりそういう歴史的な経過を踏まえる必要があると思っております。

そして、先ほども申し上げましたが、国民主権の具体化ということを行っているだけでなく、その国民主権という、主権者国民という問題についてのさまざまな問題、内実、実態を検証することこそ今大事になっているということを感じております。

柴山委員から、先進国とのかかわりで意見がありました。

私は、ほかのいわゆる先進国の改憲という問題は、その国の歴史的経過があり、そしてその国の国民が選択したということであって、だから日本でもということにならない。これは欧州の調査でも党派を超えて実感したことだと思っております。そして同時に、それぞれの国で、基本原則を変える改憲ということ政権党が出してやったという国は私はないんじゃないかと。あるならば教えていただきたい。

そして、その問題で関連しますと、先進国の中でも、こんなに憲法とかけ離れた政治の実態をつくっている国はほかにないんじゃないかと思っております。憲法に合わせて現実を改めることこそやはり国民は求めているし、それは平和の問題だけじゃなくて、例えば医療の改悪の問題でもそうだと思います。投票運動をしていく中で改憲への関心を高めるといってお話もありましたが、まさにその言葉の中に、無理やりやるうとしているという思いを聞いた気持ちがありました。

石破委員ほかの皆さんから、世論調査の問題がありました。

石破委員もおっしゃったように、これは注意して見なきゃいけないというのは私もそのとおり

だと思えます。そして、しんぶん赤旗のことも触れていただきましたが、私もかつて記者をやっていたのですが、赤旗は赤旗なりにしっかり民意を反映してその立場で報道しておりますし、この問題も扱っているということで一言申し上げたい。

そして、憲法についてこれを見ますと、読売の話も先ほどありましたが、私もこれも一つの参考だと思って見ております。

同時に、国民投票法を問題にする聞き方については、前も紹介がありましたが、NHKの場合と大きく結果が違っているということがありまして、私は率直に言って、読売の場合には、いろいろと質問をした上での聞き方という点でいうと、石破委員も聞き方によって結果が違ってくると言われましたけれども、あのような聞き方の流れの中では反対とはなかなか出ないんじゃないかという感想を持ちました。これはあくまでも世論調査のことです。そういう点で、この世論調査の問題はよく見ていく必要がある点があります。

最後になりますが、集団的自衛権ということでは、先ほど石破委員が旧ソ連の問題を挙げられまして、あえてアメリカのベトナム戦争を挙げられなかったことに注目しましたが、いずれにしても、その問題を含めて、国民主権の問題、その立場から我々がなぜ反対するかということも含めて前回、今回と私発言させていただいておりますので、会議録をまたお読みいただければというふうに思っております。